

1 医療安全推進協議会の概要

当協議会は、厚生労働省医政局長通知「医療安全支援センターの設置について（平成15年4月30日医政発第0430003号）」に基づいて設置されたもので、「神奈川県医療安全相談センター設置要綱」で医療安全相談センターの相談業務の方針、医療安全推進方策を協議して、よりよい相談体制の構築を図る。

○委員構成

センター設置要綱で委員の構成を、医療を提供する者、医療を受ける者及び学識経験者の12名以内で組織し、任期は2年。

現在の委員は、医療を提供する者5名、医療を受ける者2名、学識経験者2名の計9名で構成。

○協議事項・報告事項等の実績

- ・ 国、県の医療安全推進方策について
- ・ 医療安全相談センター事業計画について
- ・ 医療安全相談センターの相談実績について
- ・ 相談事例について など

○開催状況

年1回程度

※ただし、令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

○その他資料等

- ・ 神奈川県医療安全相談センター設置要綱

2 相談の概念図

